

=====

S T B J ニュースレター (特別号)

=====

平素より、ストップ結核パートナーシップ日本にご理解、
ご協力頂きまして有難うございます。

今回 S T B J では、通常のタイミングとは異なりますが、
“特別号”として活動のご紹介させていただきます。

■□■□■□■□■□■□■□

2012 年 7 月

S T B J 活動報告

■□■□■□■□■□■□■□

【2012 年 6 月 27 日】

認定特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）の認定について

ストップ結核パートナーシップ日本は、
平成 24 年 6 月 27 日付にて国税庁より認定を受けました。

認定の有効期間：平成 24 年 7 月 16 日～平成 29 年 7 月 15 日の 5 年間。

個人によるご寄付

(1) 所得控除か (2) 税額控除のいずれか有利な方を選択できます。

(1) 所得控除の場合

所得金額から「寄付金額-2 千円※」が控除され、残りの金額に対し課税されます。

※所轄の税務署へ確定申告を行ってください。年末調整では申告できません。

※確定申告には、当会発行の領収書を添付してください。

振り込みの控えなどでは申告できません。

(2) 税額控除の場合

(寄付の合計額-2 千円) × 40% が税額から直接控除 (還付) されます。

※寄付金の合計額は、所得金額の 40% が限度です。

法人によるご寄付

法人が認定 NPO 法人に対して支出した寄付金は、

一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で
損金に算入できます。損金算入できる金額には、他の認定 NPO 法人、
公益財団・社団法人等に対する寄付金の額と合わせて行うことになります。

相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄付した場合、
寄付した財産には相続税が課税されません。

-----***☆-----**-----*-----***☆ ☆--*☆-----**☆

※このニュースレターの配信を希望されない方は
下記メールアドレスまでお知らせくださいませ。

kaiin@stoptb.jp

(担当 宮本/下谷)

-----***☆-----**-----*-----***☆ ☆--*☆-----**☆